

「2014年 実戦答練 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識」から  
第46回社労士試験【択一式】 労一般 問1-Cの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14613 p.7]

<実戦答練 択一式 一般常識 問3-C>

C 「労働者が職種や業務内容を特定せずに労働契約を締結した場合においては、現に就業を命じられた特定の業務について労務の提供が十全にはできないとしても、その能力、経験、地位、当該企業の規模、業種、当該企業における労働者の配置・異動の実情及び難易等に照らして当該労働者が配置される現実的可能性があると認められる他の業務について労務の提供をすることができ、かつ、その提供を申し出ているならば、なお債務の本旨に従った履行の提供があると解するのが相当である」とするのが最高裁判所の判例である。

(解答 ○ 最高裁第一小法廷判決 平10.4.9 片山組事件)

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題  
【択一式】 労働一般常識 【問1-C】

C 労働者が職種や業務内容を特定せずに労働契約を締結した場合においては、現に就業を命じられた特定の業務について労務の提供が十全にはできないとしても、その能力、経験、地位、当該企業の規模、業種、当該企業における労働者の配置・異動の実情及び難易等に照らして当該労働者が配置される現実的可能性があると認められる他の業務について労務の提供をすることができ、かつ、その提供を申し出ているならば、なお債務の本旨に従った履行の提供があると解するのが相当であるとするのが、最高裁判所の判例である。

(解答 ○ )

的中!